

地域振興委員長報告

(第 99 回定例会 3 月定例会議)

去る 3 月 1 日に開議された本会議において、本委員会に付託されました議案について、1 2 日に地域振興委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

議第 29 号、議第 36 号、議第 37 号、議第 39 号、議第 40 号、議第 41 号

以上、議決案件 6 件につきまして、いずれも全会一致で執行部提出原案どおり可決すべきものと決しました。

主な審査の経過について報告いたします。

「議第 37 号 安来市公園条例の一部を改正する条例制定について」、執行部より「中海ふれあい公園の開園時間、休園日を、利用状況に合わせて改正するものである。また、公園の整備が令和 3 年度で完了し、すべてのエリアの供用開始をする計画としていることから、現行のスポーツ広場を中央の管理道でスポーツ広場 1、2 と分け、それぞれに使用料を設定するものである」との説明がありました。

委員からの「使用料のみで、入場料等を設定する考えはないということであったが、その結論に至った経過を聞かせてほしい」という質問に対し、執行部からは「近隣自治体に有料の公園があるか調査したが、あまりなく、駐車場に関しても有料にしているところはなかった。仮に駐車場を有料にするとすると、機械の設置が現実的だろうと思うが、その設置にはおそらく約 800 万円かかり、年間維持費等も相当な金額が必要となる。それに見合った収入があるかということ、駐車場の維持管理費が出るか出ないかではないかと思われる。また、子育て世代の方からこの公園ができてよかったという声が出ている中、お金を取るということになれば、市の子育て支援に対する考え方にも疑念を抱かれかねず、有料化という結論にはなかなか至らない」と答弁がありました。

また、「スポーツ広場には、何かを常設するのではなく広場のまま利用するという説明を受けてきたが、今後どうしていくか考えはあるか」と確認したところ、執行部からは「現時点ではない」との答弁がありました。委員からは「せっかくの公園なので、市民の要望等もよく聞きながら検討してほしい」という意見が出ました。

以上、地域振興委員長報告といたします。